

平成28年2月臨時会

議案説明資料
予算に関する説明書

(平成27年度2月補正予算関係(臨時会関係))

教育委員会

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満の四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成28年2月臨時会 議案説明資料目次（2月補正予算関係（臨時会関係））

教育委員会

【予算関係】

（一般会計）

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成27年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		教育環境課	2
		小中学校課	3
		いじめ・不登校 総合対策センター	4
		高等学校課	5
	2 歳入歳出事項別明細書		6~7
	3 節の明細		8
	4 繰越明許費に関する調書		9

【予算関係以外】

（報告）

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	議会の委任による専決処分報告について		
	(3) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成27年12月22日専決）	人権教育課	10
	(4) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成27年12月25日専決）	人権教育課	11
	(5) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成27年12月25日専決）	人権教育課	12
	(6) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について（平成27年12月25日専決）	人権教育課	13
	(7) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成28年1月7日専決）	人権教育課	14
	(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年1月21日専決）	文化財課	15
	(15) 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について（平成28年1月25日専決）	教育総務課	16
第3号	長期継続契約の締結状況について	教育環境課	17

議案説明資料総括表

教育委員会(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国 支 出	庫 金	起 債	そ の 他	
(一般会計)								
教育環境課	7,046,862	137,214	7,184,076	22,106	<56,500> 113,000		2,108	
小中学校課	193,934	23,850	217,784	23,850				
いじめ・不登校 総合対策センター	73,697	5,067	78,764	5,067				
高等学校課	1,470,286	6,437	1,476,723	5,437			1,000	
合計	73,365,939	172,568	73,538,507	56,460	<56,500> 113,000		3,108	県費負担額 59,608

(一般関係)	
教育環境課	特別支援学校エアコン整備事業費
小中学校課	(新)「地域未来塾」に係るICT機器等の整備事業
いじめ・不登校 総合対策センター	(新)教育支援センター等設置促進支援事業
高等学校課	(新)とっとり農林水産人材育成システム推進事業(県版SPH事業)

(注) 起債の上段く>書きは交付税措置額を除いた金額である。

県費負担額は起債欄のく>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成27年度一般会計補正予算（臨時会関係）説明資料

10款 教育費

5項 特別支援学校費

教育環境課（内線：7933）

2目 特別支援学校費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別支援学校エアコン整備事業費	69,897	137,214	207,111	22,106	<56,500> 113,000		2,108	県費負担額 58,608
トータルコスト	71,450	137,214	208,664	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	委託、工事内容の調整				
工程表の政策目標（指標）	特別支援教育の充実							
事業内容の説明								
1 事業の概要								
<p>国の平成27年度臨時経済対策補正予算を活用し、老朽化により更新の必要性・緊急性が高い特別支援学校のエアコンの更新を行う。</p>								
2 事業内容								
学校名		整備内容						
皆生養護学校		管理棟・教室棟・高等部棟のエアコン更新（38台）						
白兔養護学校		高等部棟のエアコン更新（43台）						
3 これまでの取組状況、改善点								
<p>特別支援学校のエアコン整備は平成3年度から始め、平成15年度には全教室への導入を完了したが、導入から長年が経過し、老朽化が進行している。</p> <p>更新は老朽化の状況等を判断しながら計画的に行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度：鳥取盲学校（15台）、白兔養護学校（42台） ※平成25年度国の経済対策補正 平成27年度：皆生養護学校（44台） 								

（注）起債額の上段< >書きは交付税措置額を除いた金額である。
 県費負担額は起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成27年度一般会計補正予算（臨時会関係）説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

小中学校課（内線：7931）

4目 教育連絡調整費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「地域未来塾」に係るICT機器等の整備事業	0	23,850	23,850	23,850				
トータルコスト	0	23,850	23,850	(補正に係る主な業務内容) 市町村への補助金交付、連絡調整				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人					
工程表の施策目標(指標)	社会全体で取り組む教育の推進、安全、安心な教育環境の整備							

事業内容の説明

1 事業の概要

国の平成27年度臨時経済対策補正予算を活用し、「地域未来塾」に係る学習支援を促進するために必要なICT機器等を整備する市町村に対して支援する。

※「地域未来塾」とは

経済的な理由や家庭の事情により家庭学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生等を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力による学習機会の提供及び学習支援を行うことで、学習習慣の確立と基礎学力の定着を図り、貧困の負の連鎖断切を目指す。

2 事業内容

(単位：千円)

区分	予算額	事業内容
学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金 （「地域未来塾」に係るICT機器等の整備事業） 国10/10	23,850	対象：5市町 （平成28年度「地域未来塾」実施予定市町村のうち、補助申請の意向のあった団体） ※ICT機器等整備例 ○学習場所を固定する場合 ・教室内無線LAN環境の整備 ・プロジェクター等によるデジタルデータを活用した指導環境の整備 ・生徒用タブレットおよび周辺機器の整備 ○学習場所を固定しない場合 ・指導者用ノートパソコン及び移動式プロジェクターの整備 ・移動式無線LANアクセスポイントの整備 ・生徒用タブレットの整備

3 これまでの取組状況、改善点

これまでも学力補充のために、放課後、長期休業中、土曜日などに学習支援を実施している市町村はあるが、貧困対策としての位置付けではないものが多い。

平成27年度は、伯耆町において「学校・家庭・地域の連携協力推進事業（国補助事業）」を活用した「地域未来塾」に取り組んでおり、平成28年度は10市町村が取り組む意向がある。

平成27年度一般会計補正予算（臨時会関係）説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

いじめ・不登校総合対策センター（電話：0857-28-2362）

4目 教育連絡調整費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）教育支援センター等設置促進支援事業	0	5,067	5,067	5,067				
トータルコスト	0	5,067	5,067	（補正に係る主な業務内容） 教育支援センターへの支援員配置				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人					

事業内容の説明

1 事業の概要

国の平成27年度臨時経済対策補正予算を活用し、不登校児童生徒が自信を持って学べる教育環境を整備するため、不登校児童生徒の状況に応じた教育支援体制を構築するモデル事業を実施する。

2 事業内容

（単位：千円）

区分	予算額	事業内容
教育支援センターへの支援員配置	4,967	中部子ども支援センターにアウトリーチ（訪問）型支援を行う支援員を配置し、不登校児童生徒に対して家庭訪問等を通じた支援を行う。
教育支援センター連絡協議会の開催	100	県内の教育支援センターの「連絡協議会」を年2回開催し、県内10箇所の教育支援センターの連携を図る。
合計	5,067	

3 これまでの取組状況、改善点

中部地区の1市4町が共同設置している中部子ども支援センターでは、これまで主に通室生を対象として支援を行ってきた。しかし、通室範囲が広域であることから、国委託事業を活用しアウトリーチ（訪問）型支援による子どもの支援をより充実させるとともに、連絡協議会開催により県内支援センターの連携を強化する。

平成27年度一般会計当初予算（臨時会関係）説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

5目 教育振興費

高等学校課（内線：7916）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源			備考
				国庫支出金	起債	内訳 その他 一般財源	
(新) とっとり農林水産人材育成システム推進事業（県版SPH事業）	0	6,437	6,437	5,437		1,000	
トータルコスト	0	6,437	6,437	（補正に係る主な業務内容）			
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	関係機関との調整、県版スーパープロフェッショナルハイスクールの運営支援			
工程表の政策目標（指標）	学力向上の推進、市町村、国、高等教育機関など関係機関との連携・協力の推進						

事業内容の説明

【「地方創生加速化交付金」充当事業】

1 事業の概要

農林水産業に関連する専門高校が地域の産業界や教育機関等と連携し、社会で求められる多様な知識・技術や、専門的な資質・能力を生徒に修得させ、6次産業化など地域産業の担い手としての意識や自覚を育み、もって地域に貢献する人材を育成する。

※SPH（スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール）・・・社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校

2 事業内容

(1) 地域とつながる林業人材育成プロジェクト

県内唯一の林業系学科を有する県立智頭農林高等学校において、地域と密接に連携し、中山間地域の林業等未来の地域産業を担うプロフェッショナル人材を育成する。

(2) 地域とつながる水産人材育成プロジェクト

県内唯一の水産学科を有する県立境港総合技術高等学校において、5学科が連携して水産関連産業界を主とした、地域と連携した事業に取り組み、各学科の生徒が有する資質・能力を互いに習得し合うことにより、社会で求められる多様な知識・技能を育む。

※インターンシップの受入生産者・団体等への支援は、農林水産部「とっとり農林水産人材育成システム推進事業」で要求している。

（単位：千円）

区分	予算額	内容
地域とつながる林業人材育成プロジェクト	3,735	<ul style="list-style-type: none"> ○人材育成プログラムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・長期インターンシップ（デュアルシステム（校内での学習と受入団体等での実習を並行して実施する職業訓練システム）） ・模擬会社による農業経営学習 ・インドネシアとの交流学习 ・高度な資格取得（技能五輪）への挑戦 等 ○魅力ある教育プログラムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ICT機器を活用したアクティブ・ラーニングによる授業開発と実践 ・専門的実践力を上げるための教育法の開発と実践 ・地域理解のための基礎的科目の開発と実践 ○運営指導委員会 ○伝統文化を活用し、地域と連携した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・藍染め技術の学習等（学校裁量予算・町・団体等と連携実施）
地域とつながる水産人材育成プロジェクト	2,702	<ul style="list-style-type: none"> ○インターンシップ等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・沖合漁業・沿岸漁業体験 ・栽培漁業施設、水産関連企業等訪問 ○水産加工・販売実習 <ul style="list-style-type: none"> ・地元特産水産物をより美味しく食べる方法に関する学習 ・食のみやこ鳥取県での実習製品等販売 ○取組成果の地域への発表 <ul style="list-style-type: none"> ・総合技術フェアを活用した発表・展示・実演 ○運営指導委員会 ○全学科連携による地域連携事業 <ul style="list-style-type: none"> ・実習製品販売、レトルト食品・食育教材等開発（学校裁量予算等で実施）
合計	6,437	

3 これまでの取組状況、改善点

これまで、地域の農林水産業や伝統・文化から学び、地域と連携しながら、地域で活躍できる人材育成に向け、取り組んできており、地域産業の担い手としての期待が高まり、地元の産業に従事する卒業生も着実に増えつつある。

こうした取組をより一層進めていくためには、地域や地元産業界、専門機関との組織的・有機的な連携が必要であり、学校における教育内容の高度化や進化、充実を図ることが課題である。

平成27年度 2月補正予算(臨時会関係)歳入歳出事項別明細書

(単位:千円)

款 項 目	10款 教育費								
	1項 教育総務費						4目 教育連絡調整費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	1,734,940	540	1,735,480	305,959	540	306,499	42,134		42,134
2 給 料	26,803,978		26,803,978	476,076		476,076			
3 職 員 手 当 等	17,744,340		17,744,340	405,455		405,455			
4 共 済 費	8,391,609		8,391,609	197,676		197,676	4,426		4,426
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	84,163		84,163	84,163		84,163			
7 賃 金	30,609		30,609	5,493		5,493	9		9
8 報 償 費	160,547	510	161,057	92,329	510	92,839	40,301		40,301
9 旅 費	618,168	2,076	620,244	315,472	2,076	317,548	173,470	100	173,570
費用弁償	32,573	981	33,554	19,215	981	20,196	3,749		3,749
普通旅費	506,362	868	507,230	244,370	868	245,238	156,064		156,064
特別旅費	79,233	227	79,460	51,887	227	52,114	13,657	100	13,757
10 交 際 費	360		360	360		360			
11 需 用 費	1,226,396	832	1,227,228	763,795	832	764,627	581,100		581,100
12 役 務 費	263,210	1,535	264,745	164,038	1,535	165,573	71,724		71,724
13 委 託 料	6,316,222	10,801	6,327,023	674,260	4,967	679,227	51,381	4,967	56,348
14 使用料及び賃借料	1,332,722	866	1,333,588	1,057,982	866	1,058,848	83,462		83,462
15 工 事 請 負 費	5,351,067	131,380	5,482,447	4,035,975		4,035,975			
16 原 材 料 費	8,825		8,825						
17 公 有 財 産 購 入 費	46,056		46,056						
18 備 品 購 入 費	267,400	178	267,578	108,768	178	108,946	88,820		88,820
19 負 担 金、補 助 金 及 び 交 付 金	1,635,471	23,850	1,659,321	1,242,791	23,850	1,266,641	987,401	23,850	1,011,251
20 扶 助 費	130,810		130,810	130,660		130,660			
21 貸 付 金	840		840	840		840			
22 補 償、補 填 金 及 び 賠 償 金	118,322		118,322						
23 債 還 金、利 子 及 び 割 引 料	345,265		345,265	345,265		345,265			
24 投 資 及 び 出 資 金									
25 積 立 金	250,998		250,998	250,144		250,144			
26 寄 付 金									
27 公 課 費	603		603	489		489			
28 繰 出 金	503,018		503,018	503,018		503,018			
予 備 費									
計	73,365,939	172,568	73,538,507	11,161,008	35,354	11,196,362	2,124,228	28,917	2,153,145
財 源									
国 庫 支 出 金	10,825,288	56,460	10,881,748	1,095,659	34,354	1,130,013	881,160	28,917	910,077
地 方 債	3,283,000	113,000	3,396,000	2,959,000		2,959,000			
そ の 他	7,693,653		7,693,653	714,289		714,289	50,972		50,972
一 般 財 源	51,563,998	3,108	51,567,106	6,392,060	1,000	6,393,060	1,192,096		1,192,096

平成27年度 2月補正予算(臨時会関係)歳入歳出事項別明細書

(単位:千円)

款 項 目	5項 特別支援学校費								
	5目 教育振興費			2目 特別支援学校費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	130,612	540	131,152	183,408		183,408	181,450		181,450
2 給 料				3,013,615		3,013,615	3,013,615		3,013,615
3 職 員 手 当 等				1,660,867		1,660,867	1,660,867		1,660,867
4 共 済 費	19,403		19,403	938,928		938,928	938,928		938,928
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金									
7 賃 金				3,142		3,142	3,142		3,142
8 報 償 費	29,238	510	29,748	11,756		11,756	4,054		4,054
9 旅 費	59,826	1,976	61,802	35,853		35,853	2,796		2,796
費用弁償	10,996	981	11,977	432		432	160		160
普通旅費	30,415	868	31,283	32,964		32,964	1,144		1,144
特別旅費	18,415	127	18,542	2,457		2,457	1,492		1,492
10 交 際 費									
11 筈 用 費	17,245	832	18,077	176,746		176,746	3,208		3,208
12 役 務 費	14,606	1,535	16,141	17,637		17,637	1,991		1,991
13 委 託 料	255,980		255,980	67,906	5,834	73,740	20,000	5,834	25,834
14 使用料及び貸借料	26,800	866	27,666	16,791		16,791	4,230		4,230
15 工 事 請 負 費				264,597	131,380	395,977	264,597	131,380	395,977
16 原 材 料 費									
17 公 有 財 産 購 入 費									
18 備 品 購 入 費	8,293	178	8,471	19,102		19,102	1,041		1,041
19 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	82,445		82,445	3,720		3,720	3,720		3,720
20 扶 助 費	130,660		130,660						
21 貸 付 金									
22 補 償、賠 補 填 及 び 償 還 金、利 子									
23 及 び 割 引 料									
24 投 資 及 び 出 資 金									
25 積 立 金									
26 寄 付 金									
27 公 課 費	62		62						
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	775,170	6,437	781,607	6,414,068	137,214	6,551,282	6,103,639	137,214	6,240,853
財 源									
内 國 庫 支 出 金	145,139	5,437	150,626	848,636	22,106	870,742	843,011	22,106	865,117
地 方 債				198,000	113,000	311,000	198,000	113,000	311,000
そ の 他	10,317		10,317	40,987		40,987	35,323		35,323
一 般 財 源	619,664	1,000	620,664	5,326,445	2,108	5,328,553	5,027,305	2,108	5,029,413

節の明細

項目		金額(千円)等
10款 教育費		
1項 教育総務費		
4目 教育連絡調整費		
負担金補助 及び交付金	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金 (「地域未来塾」に係るICT機器等の整備事業)	23,850
5目 教育振興費		
報酬	運営指導委員会	20人

繰越明許費に関する調書

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	備考	
10 教育費	1 教育総務費	4 教育連絡調整費	「地域未来塾」に係るICT機器等の整備事業費	千円	千円	国経済対策補正により行う事業について、年度内に事業完了することが困難であるため。	
				23,850	23,850		
	5 特別支援学校費	2 特別支援学校費	5 教育振興費	教育支援センター等設置促進支援事業費	5,067	5,067	国経済対策補正により行う事業について、年度内に事業完了することが困難であるため。
				とっとり農林水産人材育成システム推進事業費	6,437	6,437	国経済対策補正により行う事業(「地方創生加速化交付金」充当)について、年度内に事業完了することが困難であるため。
				特別支援学校エアコン整備事業費	207,111	137,214	国経済対策補正により行う事業について、年度内に事業完了することが困難であるため。
計				242,465	172,568		

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (3) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成27年12月22日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 請求の相手方 米子市内 個人2名(借受者及びその連帯保証人)</p> <p>(2) 請求の趣旨 鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者及びその連帯保証人である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 請求までの経過 ① 平成9年12月の返還開始当初より滞納となっていた。平成21年以降、不定期に一部返還があったが、平成27年2月の納付を最後に止まっていた。 再三にわたり、文書・電話による催告及び個別訪問を行うが滞納が続いていた。 平成24、25年度に債権回収会社に委託したが成果がなかった。 ② 返還期限を指定して一括返還を求めたが履行されなかった。 ③ 支払督促を裁判所に申し立てたところ、分割支払の異議申立があり、民事訴訟法の規定により訴訟へ移行した。</p> <p>(4) 訴訟の方針 第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p> <p>【参考】 管轄裁判所は、米子簡易裁判所である。</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (4) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成27年12月25日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 請求の相手方 米子市内 個人1名（借受者）</p> <p>(2) 請求の趣旨 鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 請求までの経過</p> <p>① 平成14年12月の返還開始当初より滞納となっていた。 再三にわたり、文書・電話による催告及び個別訪問を行うが滞納が続いていた。 平成24、25年度に債権回収会社に委託したが成果がなかった。</p> <p>② 返還期限を指定して一括返還を求めたが履行されなかった。</p> <p>③ 支払督促を裁判所に申し立てたところ、分割支払の異議申立があり、民事訴訟法の規定により訴訟へ移行した。</p> <p>(4) 訴訟の方針 第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p> <p>【参考】 管轄裁判所は、米子簡易裁判所である。</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (5) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成27年12月25日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 請求の相手方 倉吉市内 個人1名（借受者の連帯保証人）</p> <p>(2) 請求の趣旨 鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者の連帯保証人である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 請求までの経過</p> <p>① 平成14年12月の返還開始当初より滞納となっていた。 再三にわたり、文書・電話による催告及び個別訪問を行うが滞納が続いていた。 平成24、25年度に債権回収会社に委託したが成果がなかった。</p> <p>② 返還期限を指定して一括返還を求めたが履行されなかった。</p> <p>③ 支払督促を裁判所に申し立てたところ、連帯保証人のみから分割支払の異議申立があり、民事訴訟法の規定により訴訟へ移行した。</p> <p>(4) 訴訟の方針 第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p> <p>【参考】 管轄裁判所は、倉吉簡易裁判所である。 借受者本人からは、支払督促に対して異議申立てがなかったため、訴えの提起に至ることなく仮執行宣言申立てを行った。</p>

件名	議会の委任による専決処分の報告について (6) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成27年12月25日専決)																
提出理由及び概要	1 提出理由 (1) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還金の滞納者(借受者)に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。 (2) 訴訟の過程において相手方と和解に向けた話し合いを行い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。																
	2 概要 (1) 和解の要旨																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">訴 訟 の 概 要</th> <th style="width: 45%;">和 解 の 概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相手方</td> <td>鳥取市内 個人2名 (借受者及び利害関係人)</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>相手方の債務の内容</td> <td>未償還金の一括返還を求める。</td> <td>未償還金を分納する。</td> </tr> <tr> <td>額</td> <td>未償還金全額</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>返還方法</td> <td>一括返還</td> <td> ① 相手方は、連帯して870,216円(内訳 育英奨学資金の未返還額676,000円、延滞金184,200円、支払督促申立手続費用6,516円、追納手数料3,500円)を平成28年1月から全額返還するまでの間、毎月月末までに15,000円ずつ(最終支払月にあつては216円)県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、30,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。 </td> </tr> </tbody> </table>		区 分	訴 訟 の 概 要	和 解 の 概 要	相手方	鳥取市内 個人2名 (借受者及び利害関係人)	同左	相手方の債務の内容	未償還金の一括返還を求める。	未償還金を分納する。	額	未償還金全額	同左	返還方法	一括返還	① 相手方は、連帯して870,216円(内訳 育英奨学資金の未返還額676,000円、延滞金184,200円、支払督促申立手続費用6,516円、追納手数料3,500円)を平成28年1月から全額返還するまでの間、毎月月末までに15,000円ずつ(最終支払月にあつては216円)県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、30,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。
区 分	訴 訟 の 概 要	和 解 の 概 要															
相手方	鳥取市内 個人2名 (借受者及び利害関係人)	同左															
相手方の債務の内容	未償還金の一括返還を求める。	未償還金を分納する。															
額	未償還金全額	同左															
返還方法	一括返還	① 相手方は、連帯して870,216円(内訳 育英奨学資金の未返還額676,000円、延滞金184,200円、支払督促申立手続費用6,516円、追納手数料3,500円)を平成28年1月から全額返還するまでの間、毎月月末までに15,000円ずつ(最終支払月にあつては216円)県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、30,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。															
	(2) 和解までの経過 ① 平成18年10月の返還開始当初より滞納となっていた。平成21年4月から11月にかけて継続的な返還があつたが、同年12月以降は散発的な返還となり、平成25年2月の返還を最後に滞納が続いていた。 ② 返還期限を指定して一括返還を求めたが履行されなかった。 ③ 支払督促を裁判所に申し立てたところ、分割支払の異議申立があり、民事訴訟法の規定により訴訟へ移行した(当該事案に係る訴えの提起の専決処分は、平成27年9月議会で報告済。) ④ 訴訟の過程において相手方との話し合いを行ったことで、和解できる状況が整った。																
	(3) 和解の理由 次の理由から、県として受け入れることができる内容であると判断した。 ① 和解の相手方の経済状況からみて、未償還金を一括返還することが困難であること。 ② 返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。																
	【参考】 管轄裁判所は、鳥取簡易裁判所である。																

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (7) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成28年1月7日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 請求の相手方 高知県高知市内 個人1名（借受者）</p> <p>(2) 請求の趣旨 鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 請求までの経過</p> <p>① 平成19年10月の返還開始当初より滞納となっていた。 再三にわたり、文書・電話による催告及び個別訪問を行うが滞納が続いていた。 平成22年度に債権回収会社に委託したところ、分割納付の申出があり、平成2210月から一部返還がなされたが、平成23年6月の返還を最後に滞納が続いていた。</p> <p>② 返還期限を指定して一括返還を求めたが履行されなかった。</p> <p>③ 支払督促を裁判所に申し立てたところ、分割支払の異議申立があり、民事訴訟法の規定により訴訟へ移行した。</p> <p>(4) 訴訟の方針 第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p> <p>【参考】 管轄裁判所は、高知簡易裁判所である。</p>

件名	議会の委任による専決処分の報告について (13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成28年1月21日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 米子市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金108,543円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 平成27年11月26日</p> <p>イ 事故発生場所 米子市淀江町佐陀地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県立むきばんだ史跡公園の職員が、公務のため軽貨物自動車を駐車場内に駐車し、運転席ドアを開けたところ、強風にあおられ隣に駐車してあった和解の相手方所有の普通乗用自動車に接触し、相手方の車両が破損したものである。</p>

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (15) 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について (平成28年1月25日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 地方公務員法の一部改正に伴い、関係する条例の文中で引用している法律の条項等が改められることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 次の条例中引用する地方公務員法の条項及び用語を改める。 ア 職員の給与に関する条例 イ 職員の退職手当に関する条例 ウ 職員の旅費等に関する条例 エ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 オ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 カ 任期付研究員の採用等に関する条例 キ 任期付職員の採用等に関する条例 ク 鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (2) 施行期日は、平成28年4月1日とする。</p>

長期継続契約の締結状況について

報告第3号

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	米子東高等学 校	物品 保守	デスクトップパソコン	1台	米子市旗ヶ崎2021番地7 有限会社福井事務機	228,096	平成27年11月1日 ～平成31年10月31日	鳥取県立米子東 高等学校

